

「知床沼の野営禁止に関する提案」に対する石川委員からの意見

資料 2-6 では、知床沼の一部で野営禁止を解除して、野営場所として指定することになっています。その目的である湿原植生へのダメージを軽減するためには、最後にある「部会設置後の検討事項」にもあるように、1) 湿原が保全される必要な対策、および2) モニタリングによる影響把握、の2点が必須です。この2点は野営禁止地区の解除とセットにして整える必要がありますので、十分な体制を整えるようにお願いします。また、その際、モニタリングは野営する場所そのものだけでなく、知床岳への踏み跡も含め、知床沼全体を対象とする必要があります。